

第6期 決算公告
平成19年6月28日

東京都港区芝三丁目33番1号
三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田辺 和夫

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	498,096	預 金	8,143,660
コールローン及び買入手形	111,121	譲 渡 性 預 金	386,050
債券貸借取引支払保証金	80,099	コールマネー及び売渡手形	547,378
買 入 金 錢 債 権	104,146	売 現 先 勘 定	114,467
特 定 取 引 資 産	52,803	債券貸借取引受入担保金	1,062,543
金 錢 の 信 託	2,710	特 定 取 引 負 債	4,398
有 働 証 券	4,511,730	借 用 金	393,235
貸 出 金 金	7,377,362	外 国 為 替	48
外 国 為 替	940	社	195,119
そ の 他 資 産	351,678	新 株 予 約 権 付 社 債	47
有 形 固 定 資 産	203,672	信 託 勘 定 借	1,222,593
建 物	43,340	そ の 他 負 債	131,796
土 地	83,116	賞 与 引 当 金	3,247
その他の有形固定資産	77,215	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,060
無 形 固 定 資 産	77,163	退 職 給 付 引 当 金	2,107
ソ フ ト ウ エ ア	25,127	補 償 請 求 権 損 失 引 当 金	9,934
の れ ん	41,575	繰 延 税 金 負 債	24,346
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	10,460	支 払 承 諾	711,121
繰 延 税 金 資 産	82,850	負 債 の 部 合 計	12,953,158
支 払 承 諾 見 返	711,121	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△ 74,974	資 本 金	261,608
		資 本 剰 余 金	127,342
		利 益 剰 余 金	378,812
		自 己 株 式	△ 195
		株 主 資 本 合 計	767,568
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	259,248
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 7,439
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 15,532
		為 替 換 算 調 整 勘 定	53
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	236,329
		少 数 株 主 持 分	133,467
		純 資 産 の 部 合 計	1,137,364
資 产 の 部 合 計	14,090,523	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	14,090,523

連結計算書類の基本となる事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 27社

主要な会社名

中央三井信託銀行株式会社

三井アセット信託銀行株式会社

MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 2 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited

MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited

なお、MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited は設立により当連結会計年度から連結しております。

また、CMTB 総合債権回収株式会社は、譲渡により連結範囲から除外しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 3社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

日本トラスティ情報システム株式会社

- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

中央三井クリエイト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

7月24日 5社

12月末日 6社

3月末日 16社

- (2) 7月24日を決算日とする連結される子会社及び子法人等は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。但し、重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については連結決算期末月1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っています。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 連結される信託銀行子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

動 産 3年～ 8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
8. 株式交付費は従来、発生時に一括処理しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、株式交付費のうち、企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動に係る費用は資産として計上し、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

9. 連結される信託銀行子会社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準

に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記25. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は96,331百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

13. 役員及び執行役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を踏まえ、当連結会計年度から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が270百万円、税引前当期純利益が968百万円減少しております。

14. 補償請求権損失引当金は、土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負

担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 連結される信託銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

17. 連結される信託銀行子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債について、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。

18. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

19. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）

19,197 百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 219,865 百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 7,283 百万円

22. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,683百万円、延滞債権額は41,877百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は164百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は70,601百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,326百万円であります。

なお、23.から26.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,551百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,763,501百万円
貸出金	68,879百万円
その他資産	149百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,180百万円
コールマネー及び売渡手形	44,000百万円
売現先勘定	114,467百万円
債券貸借取引受入担保金	1,062,543百万円
借用金	236,569百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券 301,052百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金敷金は8,797百万円であります。

29. 中央三井信託銀行株式会社が三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,053百万円

30. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 132,500百万円が含まれております。

31. 社債は、永久劣後特約付社債121,459百万円及び劣後特約付社債73,660百万円であります。

32. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付転換社債であります。

33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は200,702百万円あります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ200,702百万円減少しております。

34. 1株当たりの純資産額 661円 98銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は8円22銭減少しております。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のその他の買入金銭債権が含まれております。以下39.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれ た評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	40,864	△199

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	592,353	592,945	591	700	109
地方債	-	-	-	-	-
社債	19,771	19,783	11	13	2
その他	83,905	82,211	△1,694	78	1,772
合計	696,031	694,940	△1,091	792	1,883

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	517,673	967,866	450,193	453,345	3,151
債券	1,522,245	1,467,552	△54,693	83	54,776
国債	1,482,924	1,428,546	△54,378	3	54,381
地方債	3,100	3,085	△15	3	18
社債	36,220	35,919	△300	76	376
その他	914,444	912,691	△1,753	12,517	14,270
合計	2,954,363	3,348,109	393,746	465,945	72,199

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額4,544百万円

を加えた398,291百万円から繰延税金負債139,022百万円を差し引いた額259,268百万円のうち少數株主持分相当額250百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額△17百万円を加算した額259,000百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とし、評価差額を当連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について5,177百万円の減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

36. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
37. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	782,489	29,046	1,302

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	94,759
非上場社債	299,259
非上場外国証券	6,489
出資証券	136,323

39. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	134,873	1,431,899	706,043	106,121
国債	108,171	1,149,859	677,520	85,350

地方債	194	1, 253	1, 636	-
社債	26, 506	280, 786	26, 886	20, 771
その他	19, 648	88, 567	58, 934	563, 725
合計	154, 521	1, 520, 466	764, 978	669, 847

40. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	1, 673	2, 710	1, 037	1, 037	-

なお、上記の評価差額から繰延税金負債422百万円を差し引いた額615百万円のうち少数株主持分相当額143百万円を控除した額471百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

41. 現先取引並びに現金担保付債券貸取引等により受入れている有価証券で当連結会計年度末に所有しているものが71, 426百万円あります。これらは、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当連結会計年度末においては当該処分をせずにすべて所有しております。

42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2, 152, 130百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2, 007, 241百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 176, 295百万円
年金資産（時価）	277, 492
未積立退職給付債務	101, 197
未認識数理計算上の差異	7, 352
未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
連結貸借対照表計上額の純額	108, 549
前払年金費用	110, 657
退職給付引当金	△ 2, 107

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は総合設立型厚生年金基金制度に加入しており、その年金資産は3, 422百万円であります。

44. 従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債については、組込デリバティブを組込対象である現物の金融資産とは区分して時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、

「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当連結会計年度末から同適用指針を適用し、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが組み込まれた現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあり、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産と組込デリバティブ部分を区分せず一体として時価評価し、評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,011,337百万円であります。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「他の無形固定資産」に、保証金は「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

46. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

47. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準

及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。

48. 株式交換

(1) 結合当事企業及び事業内容

名称 三井アセット信託銀行株式会社
事業内容 信託銀行業

(2) 企業結合の理由、企業結合の法的形式等

グループ経営の更なる強化を図ることを目的として平成18年11月1日に株式交換契約を締結、同11月28日に株式交換を実施し、三井アセット信託銀行株式会社（結合後の名称同じ）を完全子会社化しました。

(3) 取得原価及びその内訳

取得原価は2,131百万円であり、その対価は全て自己株式であります。

(4) 株式の種類

普通株式

(5) 株式交換比率及び算定方法

三井トラスト・ホールディングス株式会社：三井アセット信託銀行株式会社=316.31:1

上記株式交換比率は、市場株価方式による当社株式の評価と、第三者機関であるメリルリンチ日本証券株式会社が評価した三井アセット信託銀行株式会社の企業価値を参考に、当事者間で協議し、決定しました。

(6) 交付株式数及びその評価額

株式数 1,518,288株
株式評価額 2,131百万円

(7) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれんの金額 1,772百万円
発生原因 期待される将来の収益力に関連して発生したもの
償却方法・償却期間 20年間で均等償却

49. 企業集団内の会社に投資を売却した際の税効果会計については、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務指針を適用して会計処理を変更しております。これにより、従来の方法に比べ当期純利益が995百万円減少しております。

50. 連結される信託銀行子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,184,681百万円、貸付信託1,065,084百万円であります。

51. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（国内基準）は12.13%であります。

連結損益計算書

平成18年4月 1日から
 平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目			金額
経常 収 益			447,101
信託報酬			75,565
資金運用収益			161,448
貸出金利			84,450
有価証券利息配当金			70,958
コールローン利息及び買入手形利息			991
買現先利			3
債券貸借取引受入利息			375
預け金利			1,876
その他の受入利息			2,791
役務取引等収益			133,119
特定取引収益			3,291
その他業務収益			6,491
その他経常収益			67,185
経常費用			287,127
資金調達費			62,607
預金利息			25,456
譲渡性預金利息			1,342
コールマネー利息及び売渡手形利息			4,599
売現先利			3,129
債券貸借取引支払利息			10,317
コマーシャル・ペーパー利息			4
借用金利			4,520
社債利			8,254
新株予約権付社債利息			0
その他の支払利息			4,980
役務取引等費用			15,059
特定取引費用			120
その他業務費用			5,846
そ 営 業 経常費用			121,725
そ の 他 の 経常費用			81,768
貸倒引当金繰入額			20,343
そ の 他 の 経常費用			61,425
経常利益			159,973
特 別 利 益			20,904
固定資産処分益			3
償却債権取立て益			5,085
退職給付信託返還益			15,814
特 别 損失			1,245
固定資産処分損失			540
その他の特別損失			704
税金等調整前当期純利益			179,632
法人税、住民税及び事業税額			19,003
法人税等調整額			41,905
少 数 株 主 利 益			5,930
当 期 純 利 益			112,793

- 注
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益金額 123円 33銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 62円 88銭
 4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 営業経費には、負の退職給付費用14,592百万円が含まれております。なお、前期には、その他の経常収益の中に5,392百万円含まれておりました。
6. 「その他の経常収益」には、株式等売却益24,728百万円を含んでおります。
7. 「その他の経常費用」には、貸出金償却7,228百万円、株式等売却損2,393百万円及び株式等償却6,335百万円を含んでおります。
8. 「その他の特別損失」には、過年度分に対応する役員退職慰労引当金繰入額697百万円を含んでおります。